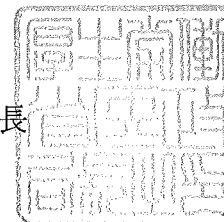


医政発0331第4号
平成27年3月31日

公益社団法人全日本病院協会長 殿

厚生労働省医政局長



2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の監督等に係
る事務・権限の移譲等に伴う医療法人の定款例等の改正等について

標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長宛てに
通知を発出いたしましたので、御了知願います。

医政発0331第3号
平成27年3月31日

各都道府県知事 }
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の監督等に係
る事務・権限の移譲等に伴う医療法人の定款例等の改正等について

昨年6月4日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)のうち、2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の監督等に係る事務・権限について、厚生労働大臣から主たる事務所の所在地の都道府県知事へ移譲することに関する規定については、本年4月1日(以下「施行日」という。)から施行されることとなった。

この規定の施行等に伴い、医療法人の定款例等及び関連通知の一部について下記のとおり改正し、施行日から施行することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

また、都道府県間の連携について、医療法人が開設する病院等の所在地の都道府県知事であって、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事以外の者が、当該医療法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができることについて規定されたので、併せて適正な運用に努められたい。

記

第1 医療法人の定款例及び寄附行為例の改正について

施行日以後に設立及び定款変更等に係る認可等の申請をする医療法人の定款例又は寄附行為例は次のとおりとすること。また、各医療法人の定款又は寄附行為において、施行日の前日における「厚生労働大臣」又は「〇〇厚生局長」の記載は、施行日以降は、「〇〇県(都、府、道)知事(主たる事務所の所在地の都道府県知事)」と読み替えるものとする。

- ① 社団医療法人の定款例（平成 19 年医政発第 0330049 号）の一部改正 別添 1
- ② 財団医療法人の寄附行為例（平成 19 年医政発第 0330049 号）の一部改正
別添 2
- ③ 特定医療法人の定款例（平成 15 年医政発第 1009008 号）の一部改正 別添 3
- ④ 特定医療法人の寄附行為例（平成 15 年医政発第 1009008 号）の一部改正
別添 4
- ⑤ 出資額限度法人のモデル定款（平成 16 年医政発第 0813001 号）の一部改正
別添 5
- ⑥ 社会医療法人の定款例（平成 20 年医政発第 0331008 号）の一部改正 別添 6
- ⑦ 社会医療法人の寄附行為例（平成 20 年医政発第 0331008 号）の一部改正
別添 7

第 2 関連する通知の改正及び廃止について

1 既往通知の改正

- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」
（平成 2 年健政発第 110 号厚生省健康政策局長通知） 別添 8
- 「医療法人制度について」の一部改正
（平成 19 年医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知） 別添 9
- 「社会医療法人の認定について」の一部改正
（平成 20 年医政発 0331008 号厚生労働省医政局長通知） 別添 10

2 既往通知の廃止

- 「2 以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」
（平成 19 年医政指発第 03300005 号厚生労働省医政局指導課長通知）

○社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年医政発第0330049号）別添1）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|---|--|--|
| 社団医療法人の定款例 | 備 考 | 社団医療法人の定款例 | 備 考 |
| <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 資産及び会計 第9条～第11条 (略) 第12条 資産のうち現金は、<u>確実な銀行又は信託会社</u>に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>第13条～第14条 (略) 第15条 1～2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第5章 役員 第17条 (略) 第18条 1～2 (略) 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> | <p>・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の<u>都道府県知事</u>に届け出るものとする。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の<u>都道府県知事</u>）の認可（以下、第31条において同じ）を受けた場合には、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く）の一部を理事に加え</p> | <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 資産及び会計 第9条～第11条 (略) 第12条 資産のうち現金は、<u>日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社</u>に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>第13条～第14条 (略) 第15条 1～2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事（<u>〇〇厚生局長</u>）に届け出なければならない。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第5章 役員 第17条 (略) 第18条 1～2 (略) 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> | <p>・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方厚生局長</u>に届け出るものとする。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方厚生局長</u>）の認可（以下、第31条において同じ）を受けた場合には、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く）の一部を</p> |

| | | | |
|--|--------------------------|--|-------------------------------|
| <p>4～5 (略) 第19条 1～3 (略) 4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(3) (略) (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。 (5)～(6) (略) 5 (略) 第20条 (略)</p> <p>第6章 会議 第21条 (略) 第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。 第23条～第30条 (略)</p> <p>第7章 定款の変更 第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併 第32条 1～2 (略) 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。 第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。</p> | <p>ないことができる(法第47条参照)</p> | <p>4～5 (略) 第19条 1～3 (略) 4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(3) (略) (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。 (5)～(6) (略) 5 (略) 第20条 (略)</p> <p>第6章 会議 第21条 (略) 第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。 第23条～第30条 (略)</p> <p>第7章 定款の変更 第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併 第32条 1～2 (略) 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。 第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。</p> | <p>理事に加えないことができる(法第47条参照)</p> |
|--|--------------------------|--|-------------------------------|

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>3 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 本社は、総社員の同意があるときは、○ ○県知事の認可を得て、他の<u>社団医療法人又は財団 医療法人</u>と合併することができる。</p> <p>第9章 (略)</p> | | <p>3 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 本社は、総社員の同意があるときは、○ ○県知事 (<u>厚生労働大臣</u>) の認可を得て、他の社団 医療法人と合併することができる。</p> <p>第9章 (略)</p> | |
|--|--|--|--|

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成19年医政発第0330049号）別添2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|---|--|---|
| 財団医療法人の寄附行為例 | 備 考 | 財団医療法人の寄附行為例 | 備 考 |
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 資産及び会計 第6条～第8条 (略) 第9条 資産のうち現金は、<u>確実な銀行又は信託会社</u>に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>第10条～第11条 (略) 第12条 1～2 (略) 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章 役員及び評議員 第14条 (略) 第15条 1～2 (略) 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> | <p>・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の<u>都道府県知事</u>に届け出るものとする。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の<u>都道府県知事</u>の認可（以下、第31条において同じ）を受けた場合には、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く）の一部を理事に加えないことができる（法第47条参照）</p> | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 資産及び会計 第6条～第8条 (略) 第9条 資産のうち現金は、<u>日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社</u>に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>第10条～第11条 (略) 第12条 1～2 (略) 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事（<u>〇〇厚生局長</u>）に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章 役員及び評議員 第14条 (略) 第15条 1～2 (略) 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> | <p>・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方厚生局長</u>に届け出るものとする。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方厚生局長</u>）の認可（以下、第31条において同じ）を受けた場合には、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く）の一部を理事に加えないことができる（法</p> |

第16条 1～3 (略)

4 監事は、次の職務を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は評議員会に報告すること。

(5)～(6) (略)

5 (略)

第17条 (略)～第18条 (略)

第5章 会議

第19条～第22条 (略)

第23条 1 (略)

2 評議員会の議事は、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 (略)

第24条～第27条 (略)

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 1 (略)

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第30条～第31条 (略)

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認

第47条参照)

第16条 1～3 (略)

4 監事は、次の職務を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。

(5)～(6) (略)

5 (略)

第17条 (略)

第5章 会議

第19条～第22条 (略)

第23条 1 (略)

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 (略)

第24条～第27条 (略)

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 1 (略)

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第30条～第31条 (略)

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚

| | | | |
|--|--|---|--|
| <p>可を得て、他の財団医療法人又は<u>社団医療法人</u>と合併することができる。</p> <p>第8章 (略)</p> | | <p><u>生労働大臣</u>の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。</p> <p>第8章 (略)</p> | |
|--|--|---|--|

○特定医療法人の定款例（「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号）別添3）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|-----|---|-----|
| 特定医療法人の定款例 | 備 考 | 特定医療法人の定款例 | 備 考 |
| <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 1 (略)</p> <p>2 本社の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院お酔い診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第13条 1～4 (略)</p> <p>5 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第31条 1 (略)</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</p> | | <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 1 (略)</p> <p>2 本社の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院お酔い診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第13条 1～4 (略)</p> <p>5 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第31条 1 (略)</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事(厚生労働大臣)の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>第32条～第36条 (略)</p> <p>第37条 1～2 (略)</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 定款の変更及び解散</p> <p>第40条 この定款は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第41条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第42条～第43条 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> | | <p>第32条～第36条 (略)</p> <p>第37条 1～2 (略)</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事(〇〇厚生局長)に届け出なければならない。</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 定款の変更及び解散</p> <p>第40条 この定款は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第41条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第42条～第43条 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> | |
|--|--|--|--|

○特定医療法人の寄附行為例（「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号）別添3）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|-----|--|-----|
| 特定医療法人の寄附行為例 | 備 考 | 特定医療法人の寄附行為例 | 備 考 |
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 役員</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>第8条 1 (略)</p> <p>2 本財団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院お酔い診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 1 (略)</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第26条～第30条 (略)</p> | | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 役員</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>第8条 1 (略)</p> <p>2 本財団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院お酔い診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 1 (略)</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事(厚生労働大臣)の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第26条～第30条 (略)</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>第31条 1～2 (略)</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p> <p>第34条 この寄附行為は、第17条及び第21条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第35条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第17条及び第21条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第36条～第37条 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> | | <p>第31条 1～2 (略)</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事(〇〇厚生局長)に届け出なければならない。</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p> <p>第34条 この寄附行為は、第17条及び第21条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第35条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第17条及び第21条の手続きを経た上、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第36条～第37条 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> | |
|--|--|--|--|

○出資額限度法人の定款例（「いわゆる「出資額限度法人」について」（平成16年医政発第0831001号）別添2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|--|---|---|
| 出資額限度法人モデル定款 | 備 考 | 出資額限度法人モデル定款 | 備 考 |
| <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 資産及び会計 第10条～第11条 (略) 第12条 資産のうち現金は、<u>確実な銀行又は信託会社</u>に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>第13条～第14条 (略) 第15条 1～2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第5章 役員 第17条 (略) 第18条 1～2 (略) 3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> | <p>・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可（以下、第31条において同じ）を受けた場合には、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く）の一部を理事に加えないことができる(法第47条参照)</p> | <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 資産及び会計 第10条～第11条 (略) 第12条 資産のうち現金は、<u>日本郵政公社</u>、<u>確実な銀行</u>又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>第13条～第14条 (略) 第15条 1～2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第5章 役員 第17条 (略) 第18条 1～2 (略) 3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> | <p>・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第31条において同じ）を受けた場合には、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く）の一部を理事に加えないことができる(法</p> |

| | | | |
|--|--|--|----------------|
| <p>第19条 1～3 (略)</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。</p> <p>第23条～第30条 (略)</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第32条 1～2 (略)</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> | | <p>第19条 1～3 (略)</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。</p> <p>第23条～第30条 (略)</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第32条 1～2 (略)</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> | <p>第47条参照)</p> |
|--|--|--|----------------|

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>第35条 本社は、総社員の同意があるときは、○ ○<u>県知事</u>の認可を得て、他の<u>社団医療法人又は財団</u> <u>医療法人</u>と合併することができる。</p> <p>第9章 (略)</p> | | <p>第35条 本社は、総社員の同意があるときは、○ ○<u>県知事 (厚生労働大臣)</u>の認可を得て、他の<u>社団</u> <u>医療法人</u>と合併することができる。</p> <p>第9章 (略)</p> | |
|---|--|--|--|

○社会医療法人の定款例（「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号）別添3）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|--|--|--|
| 社団医療法人の定款例 | 備 考 | 社団医療法人の定款例 | 備 考 |
| 第1章～第2章 (略) 第3章 資産及び会計 第7条～第12条 (略) 第13条 1～2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第14条 (略) 第4章 役員 第15条 (略) 第16条 1～3 (略) 4 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 5～6 (略) 第17条 1～3 (略) 4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(3) (略) | ・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる（法第47条参照） | 第1章～第2章 (略) 第3章 資産及び会計 第7条～第12条 (略) 第13条 1～2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。 第14条 (略) 第4章 役員 第15条 (略) 第16条 1～3 (略) 4 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 5～6 (略) 第17条 1～3 (略) 4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(3) (略) | ・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。 ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる（法第47条参照） |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第18条～第19条 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 会議</p> <p>第24条～第25条 (略)</p> <p>第26条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。</p> <p>第27条～第28条 (略)</p> <p>第29条 1 (略)</p> <p>2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条～第32条 (略)</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第34条 1～2 (略)</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第35条 1 (略)</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> | | <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第18条～第19条 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 会議</p> <p>第24条～第25条 (略)</p> <p>第26条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。</p> <p>第27条～第28条 (略)</p> <p>第29条 1 (略)</p> <p>2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条～第32条 (略)</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第34条 1～2 (略)</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。</p> <p>第35条 1 (略)</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> | |
|--|--|--|--|

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>第36条 (略)</p> <p>第37条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団医療法人与合併することができる。</p> <p>第9章 雑則 (略)</p> | | <p>第36条 (略)</p> <p>第37条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の社団医療法人与合併することができる。</p> <p>第9章 雑則 (略)</p> | |
|---|--|---|--|

○社会医療法人の寄附行為例（「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号）別添4）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|--|--|--|
| 社会医療法人の寄附行為例 | 備 考 | 社会医療法人の寄附行為例 | 備 考 |
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 資産及び会計 第7条～第12条 (略) 第13条 1～2 (略) 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第14条 (略)</p> <p>第4章 役員及び評議員 第15条 (略) 第16条 1～3 (略) 4 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 5～6 (略)</p> <p>第17条 1～3 (略) 4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(3) (略) (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業</p> | <p>・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可(以下、第28条において同じ)を受けた場合には、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く)の一部を理事に加えないことができる(法第47条参照)</p> | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 資産及び会計 第7条～第12条 (略) 第13条 1～2 (略) 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を〇〇県知事(〇〇厚生局長)に届け出なければならない。 第14条 (略)</p> <p>第4章 役員及び評議員 第15条 (略) 第16条 1～3 (略) 4 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 5～6 (略)</p> <p>第17条 1～3 (略) 4 監事は、次の職務を行う。 (1)～(3) (略) (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業</p> | <p>・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。</p> <p>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長)の認可(以下、第28条において同じ)を受けた場合には、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く)の一部を理事に加えないことができる(法第47条参照)</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第5章 会議</p> <p>第21条～第24条 (略)</p> <p>第25条 1 (略)</p> <p>2 評議員会の議事は、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第26条～第27条 (略)</p> <p>第6章 寄附行為の変更</p> <p>第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。</p> <p>第7章 解散及び合併</p> <p>第29条 1 (略)</p> <p>2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第30条～第31条 (略)</p> <p>第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団医療法人又は<u>社団医療法人</u>と合併することができる。</p> <p>第8章 (略)</p> | | <p>務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第5章 会議</p> <p>第21条～第24条 (略)</p> <p>第25条 1 (略)</p> <p>2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第26条～第27条 (略)</p> <p>第6章 寄附行為の変更</p> <p>第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければならない。</p> <p>第7章 解散及び合併</p> <p>第29条 1 (略)</p> <p>2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。</p> <p>第30条～第31条 (略)</p> <p>第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。</p> <p>第8章 (略)</p> | |
|---|--|--|--|

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|--------------|---|-----|--------------|---|-----|
| 項 目 | 運営管理指導要綱 | 備 考 | 項 目 | 運営管理指導要綱 | 備 考 |
| I 組織運営 | | | I 組織運営 | | |
| 1 (略) | | | 1 (略) | | |
| 2 役員 | | | 2 役員 | | |
| (1) 定数・現員 | 1 (略) 2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事。以下同じ。)に届出がなされていること。 3～6 (略) | | (1) 定数・現員 | 1 (略) 2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 3～6 (略) | |
| (2)～(3) (略) | | | (2)～(3) (略) | | |
| (4) 代表者(理事長) | 1～3 (略) 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事の認可を得ていること。 5 (略) | | (4) 代表者(理事長) | 1～3 (略) 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。 5 (略) | |
| (5) 理事 | 1 (略) 2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事の認可を得ていること。 3 (略) | | (5) 理事 | 1 (略) 2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。 3 (略) | |
| (6) (略) | | | (6) (略) | | |

| | | | | | |
|---|---|--|---|---|--|
| <p>3～5 (略)</p> <p>II (略)</p> <p>III 管理</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 登記</p> <p>5 (略)</p> <p>IV (略)</p> | <p>1～3 (略)</p> <p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事に提出されていること。</p> | | <p>3～5 (略)</p> <p>II (略)</p> <p>III 管理</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 登記</p> <p>5 (略)</p> <p>IV (略)</p> | <p>1～3 (略)</p> <p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する<u>地方厚生局長</u>に提出されていること。</p> | |
|---|---|--|---|---|--|

(別添9)

「医療法人制度について」(平成19年医政発第0330049号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第1 改正の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会医療法人制度の創設について</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 告示第2条各号に掲げる収益業務の範囲は、<u>告示第1条に定める日本標準産業分類を参照されたいこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 医療法人の管理体制の見直し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類(以下「事業報告書等」という。)の作成、都道府県知事への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 社会医療法人債の発行について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会医療法人債は<u>金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3号の「特別の法律により法人の発行する債券」</u>に該当する有価</p> | <p>第1 改正の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会医療法人制度の創設について</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 告示第1条各号に掲げる収益業務の範囲は、<u>日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)を参照されたいこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 医療法人の管理体制の見直し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類(以下「事業報告書等」という。)の作成、都道府県知事(<u>法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあっては地方厚生局長への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 社会医療法人債の発行について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会医療法人債は<u>証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3号の「特別の法律により法人の発行する債券」</u>に該当する有価証券</p> |

証券であり、同法の適用を受けるほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に従い、情報開示に必要な書類の作成及び届出が必要となること。

(3) ~ (4) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

第2 (略)

第3 (略)

第4 (略)

であり、同法の適用を受けるほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に従い、情報開示に必要な書類の作成及び届出が必要となること。

(3) ~ (4) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

第2 (略)

第3 (略)

第4 (略)

「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県医療審議会に関する事項</p> <p>都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年健政発第410号)の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>(1)～(5) (略)</p> | <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県医療審議会に関する事項</p> <p>都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会 <u>(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については社会保障審議会。以下同じ。)</u>の意見を聴かななければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年健政発第410号)の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事 <u>(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局長)</u>に届け出なければならないこと。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>(1)～(5) (略)</p> |

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定による税率が適用されること。

ロ～リ （略）

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

③ （略）

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い
（略）

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

別添1～6 （略）

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定により2.2%の税率が適用されること。

ロ～リ （略）

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事（厚生労働大臣）の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

③ （略）

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い
（略）

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による2.2%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

別添1～6 （略）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p data-bbox="206 225 1059 256">別添 2-1 (新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合)</p> <p data-bbox="824 272 1133 304">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="206 408 510 440">都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="831 544 1120 663">主たる事務所の所在地 医療法人 会 理事長 印</p> <p data-bbox="378 767 969 807">社会医療法人認定申請書</p> <p data-bbox="212 911 1137 986">標記について、医療法施行令第5条の5及び同法施行規則第30条の36の規定に基づき申請します。</p> <p data-bbox="658 1046 694 1078">記</p> <p data-bbox="212 1121 360 1153">(以下、省略)</p> | <p data-bbox="1160 225 2013 256">別添 2-1 (新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合)</p> <p data-bbox="1776 272 2085 304">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="1189 360 1518 488"><u>厚生労働大臣</u> 又は 殿 都道府県知事</p> <p data-bbox="1783 544 2072 663">主たる事務所の所在地 医療法人 会 理事長 印</p> <p data-bbox="1335 767 1926 807">社会医療法人認定申請書</p> <p data-bbox="1167 911 2092 986">標記について、医療法施行令第5条の5及び同法施行規則第30条の36の規定に基づき申請します。</p> <p data-bbox="1610 1046 1646 1078">記</p> <p data-bbox="1167 1121 1314 1153">(以下、省略)</p> |

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届ける場合)

平成 年 月

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地
社会医療法人 会
理事長 印

決 算 届

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

(以下、省略)

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届ける場合)

平成 年 月

〇〇地方厚生局長

又は 殿

都道府県知事

主たる事務所の所在地
社会医療法人 会
理事長 印

決 算 届

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

(以下、省略)